

岩手県告示第720号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第58条第1項の規定により、次の法人を特例認定特定非営利活動法人として特例認定した。

平成29年10月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 名称 特定非営利活動法人もりねこ
- 2 代表者の氏名 工藤幸枝
- 3 主たる事務所の所在地 岩手県盛岡市菜園二丁目6番6号三栄ビル2F
- 4 特例認定の有効期間 平成29年8月30日から平成32年8月29日まで